

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

品川区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第30号）第2条に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定について、意見聴取を行います。

1 意見聴取対象施設

(1) 認可保育園

| No. | 施設名 | 住所 |
|-----|------------------|----------------------------------|
| 1 | さくらさくみらい 品川シーサイド | 東大井一丁目5番6号 |
| 2 | ポピンズナーサリースクール目黒 | 西五反田三丁目4番10号 目黒MARCレジデンスタワー2階 |
| 3 | ウィズブック保育園天王洲 | 本園：東品川二丁目5番5号 分園：東品川二丁目2番20号 |

(2) 保育所型認定こども園

| No. | 施設名 | 住所 |
|-----|------------------|--------------|
| 1 | ポピンズナーサリースクール上大崎 | 上大崎三丁目13番13号 |
| 2 | 認定こども園 こっころ | 西五反田三丁目1番3号 |

(3) 幼稚園（旧制度幼稚園から新制度幼稚園に移行）

| No. | 名称 | 設置者 | 住所 |
|-----|-------|---------|-------------|
| 1 | 八潮幼稚園 | 学校法人八潮会 | 東品川三丁目24番8号 |

※各施設情報については、資料4-2参照

※新制度幼稚園については、資料4-3参照

※品川区子ども・子育て会議への意見聴取について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）では、区市町村が特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ当該区市町村の子ども・子育て会議の意見聴取を行わなければならないこととされています。

品川区子ども・子育て会議の意見聴取後、区は、各設置者からの申請に基づき、1号認定、2号認定、3号認定ごとの利用定員を定め、施設型給付費の支給に係る施設として確認します。

(1)認可保育園

1. さくらさくみらい 品川シーサイド

設置者 株式会社さくらさくみらい

計画地 東大井一丁目5番6号

区域 東大井・八潮地区

開設日 令和5年4月1日

| 3号認定 | | | 2号認定 | | | 計 |
|------|----|----|------|----|----|----|
| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| 6 | 10 | 12 | 15 | 15 | 15 | 73 |



備考 近年の大型マンション開発等により就学前人口が増加した東品川四丁目や東大井一丁目周辺の保育の供給体制を拡充する。

2. ポピンズナーサリースクール目黒

設置者 株式会社ポピンズエデュケア

計画地 西五反田三丁目4番10号目黒MARCLレジデンスタワー2階

区域 五反田地区

開設日 令和5年4月1日

| 3号認定 | | | 2号認定 | | | 計 |
|------|----|----|------|----|----|----|
| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| 9 | 10 | 12 | 15 | 15 | 15 | 76 |



備考 大規模開発計画に伴う住戸の整備により就学前人口の増加が見込まれるため、新設する。

3. ウイズブック保育園天王洲

設置者 株式会社アイ・エス・シー

本園:東品川二丁目5番5号
ハーバーワンビル1階(現認証保育所)
分園:東品川二丁目2番20号
天王洲オーシャンスクエア1階

区域 品川地区

開設日 令和5年4月1日

| 3号認定 | | | 2号認定 | | | 計 |
|------|----|----|------|----|----|----|
| 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| 6 | 10 | 12 | 15 | 15 | 15 | 73 |



備考 認証保育所から認可保育園への移行。現在の認証保育所を本園として、近隣に新たに分園を整備して、認可保育園へ移行する。

(2) 保育所型認定こども園

1. ポピンズナーサリースクール上大崎

設置者 株式会社ポピンズエデュケア

計画地 上大崎三丁目13番13号

区域 五反田地区

開設日 令和5年4月1日

| 利用定員 | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 計 |
|------|------|----|----|------|----|----|-----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| | 9 | 15 | 18 | 18 | 21 | 21 | 110 |
| | 1号認定 | | | | | | |
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | | | | |
| | 2 | 3 | 3 | | | | |



備考 認可保育園が少ない上大崎周辺の保育の供給体制を拡充する。生活支援型一時保育を実施することにより、在宅子育て等を含めた地域子育ても支援する。

2. 認定こども園 こっころ

設置者 社会福祉法人大和学園福祉会

計画地 西五反田三丁目1番3号

区域 五反田地区

開設日 令和5年4月1日

| 利用定員 | 3号認定 | | | 2号認定 | | | 計 |
|------|------|----|----|------|----|----|----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| | 3 | 6 | 9 | 14 | 14 | 14 | 66 |
| | 1号認定 | | | | | | |
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | | | | |
| | 2 | 2 | 2 | | | | |



備考 認証保育所から保育所型認定こども園への移行。新たに施設を整備して、現在の認証保育所から移転したうえで、保育所型認定こども園へ移行する。

(3) 幼稚園

1. 八潮幼稚園

設置者 学校法人八潮会

住所 東品川三丁目24番8号

区域 品川地区

移行日 令和5年4月1日

| 利用定員 | 1号認定 | | | 計 |
|------|------|----|----|----|
| | 3歳 | 4歳 | 5歳 | |
| | 24 | 23 | 23 | 70 |



備考 子ども・子育て支援新制度への移行(資料4-3参照)。品川区内にある私立幼稚園全18園のうち、初の新制度移行園となる。

新制度幼稚園について

子ども未来部保育支援課

品川区子ども・子育て会議条例（平成25年条例第30号）第2条に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定について、意見聴取を行います。

1 背景

平成27年度に子ども・子育て支援新制度が開始され、幼稚園・認定こども園・保育所を通じた共通の給付制度（施設型給付）が導入された。

令和4年度現在、区内私立幼稚園（全18園）で、新制度に移行している園はない（全国では約59%、東京都では約28%の私立幼稚園が新制度へ移行）。

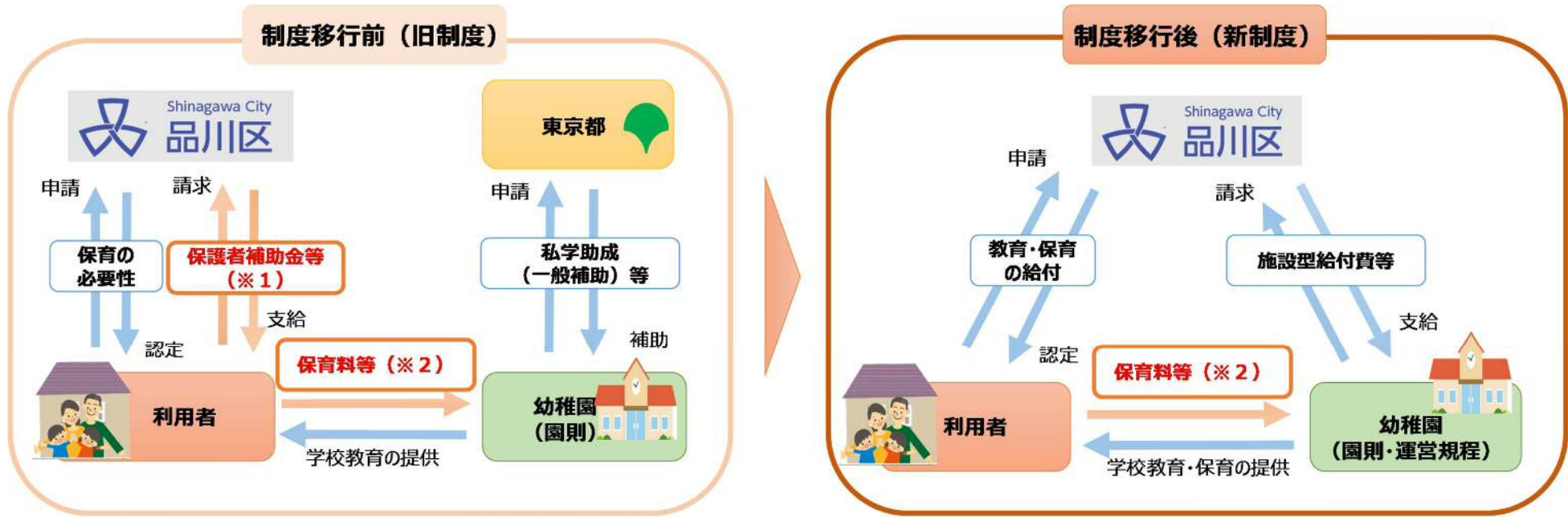
2 私学助成園（既存制度園）と施設型給付園（新制度園）の比較

別紙参照

3 今年度のスケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (令和4年) 7月15日(金) | 私立幼稚園園長会において制度概要の説明 |
| 7月19日(火) | 新制度幼稚園への移行にかかる意向調査を実施 <u>→1園より移行希望あり（八潮幼稚園）</u> |
| 7月～10月 | 子ども・子育て支援法第31条に基づく「確認申請」 を受理、書面審査 |
| 11月21日(月) | 当該園へ現地調査を実施 |
| (令和5年) 1月31日(火) | 子ども・子育て会議にて、利用定員設定の意見聴取 |
| 2月(予定) | 当該園宛「確認通知書」を発出 |

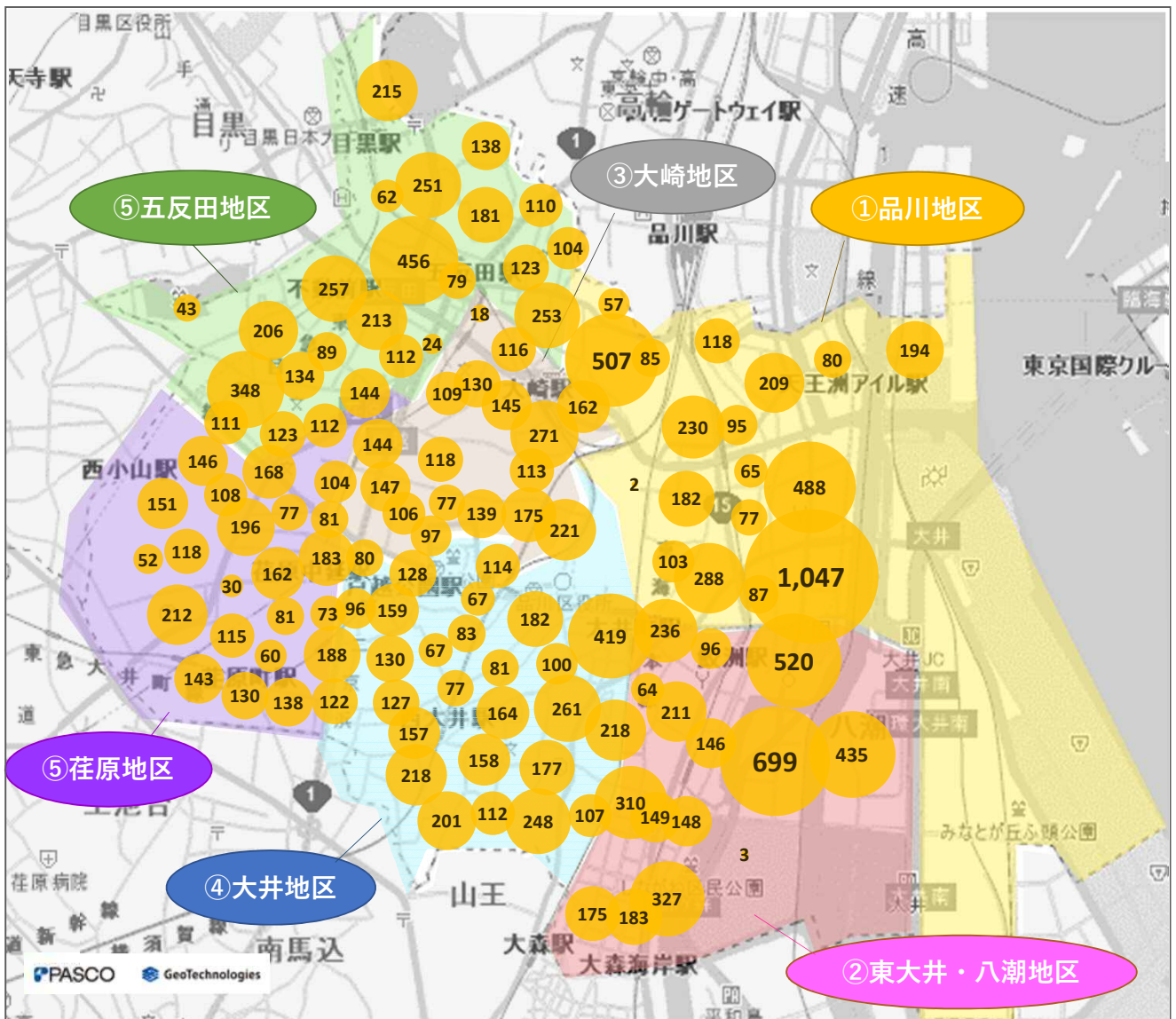
(別紙)



<参考：保育料等（※2）に係る主な利用者負担の比較>

| | 入園料 (※1:10万円を上限に補助) | 保育料 | 実費徴収 | | | | |
|----------------|------------------------|--------------------------------|------|-----|-----|-------|-----|
| | | | 主食費 | 副食費 | 教材費 | PTA会費 | 遠足代 |
| 制度移行前 (旧制度) | 必要 | 必要 (※1 幼児教育無償化等 による一部補助) | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 | 必要 |
| 制度移行後 (新制度) | | 不要 (区条例で規定(0円)) | | | | | |

就学前人口の分布(令和4年4月1日時点)



※住民基本台帳による町丁目別および男女・年齢別人口(令和4年4月1日現在)をもとに作成。

※おおよその分布を示したものであり、正確な町丁目の位置を示したものではありません。